

大阪国際がんセンターにおける公的研究費等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）における公的研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費等」とは、運営費負担金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源としてセンターで取扱うすべての経費をいう。

2 この規程において「競争的研究費等」とは、公的研究費等のうち、次の各号に掲げる機関から配分される公募型の研究資金をいう。

(1) 文部科学省又は、文部科学省が所管する独立行政法人

(2) 厚生労働省

(3) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

(4) その他、国、独立行政法人、民間団体（財団法人、社団法人等）等

3 この規程において「研究者等」とは、センターの医師、研究員、事務職員及びその他のセンターの公的研究費等の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

4 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による公的研究費等の他の用途への使用又は関係法令、公的研究費等の配分機関の使用規則等及びセンターの規程等に違反した公的研究費等の使用をいう。

(最高管理責任者)

第3条 センターに、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、競争的研究費等の不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）及び研究者等の行動規範を策定及び周知する。なお、策定にあたっては、センター拡大運営会議、研究公正委員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等についてセンター拡大運営会議、研究公正委員会等の各委員と議論を深めるものとする。

3 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が競争的研究費等の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

4 最高管理責任者は、第3条から第5条により、センターの競争的研究費等の運営・管理についての体制を定め、その職名を公開する。

5 最高管理責任者は、自ら様々な啓発活動を研究者等に対して定期的に行い、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

- 第4条 センターに、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。
- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定する。なお、コンプライアンス教育及び啓発活動の内容については、定期的に点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、センター全体の具体的な対策の基本となる、競争的研究費等不正使用防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定する。
- 4 統括管理責任者は、次条に定めるコンプライアンス推進責任者に対して、不正防止計画に基づく対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第5条 センターに各部署における競争的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
- (1) 管理監督又は指導する各部署における競争的研究費等の不正使用防止に係る対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究者等が適切に競争的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) 不正を起こさせない組織風土を形成するため、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図りコンプライアンス教育を補完することを目的として管理監督又は指導する各部署において啓発活動を定期的に実施する。啓発活動の実施においては、全ての研究者を対象とし、啓発内容が徹底されるよう実施方法を十分に検討する。
- 3 最高管理責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。副責任者は、統括管理責任者の指示のもと、コンプライアンス推進責任者の業務を補佐するものとする。

(研究公正委員会)

- 第6条 最高管理責任者は、大阪国際がんセンター研究公正委員会設置要綱に基づき、統括管理責任者と、コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）をもって、研究公正委員会を組織する。
- 2 研究公正委員会は、前第5条第2項の各業務を遂行するにあたり、次条に定める不正使用防止計画推進部署に実施を命じることができるものとする。
- 3 研究公正委員会は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやす

いようにルールを定めたハンドブックを策定する。策定したハンドブックは、運用の実態と乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から、定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。

(不正使用防止計画推進部署)

第7条 最高管理責任者の直轄の組織に、不正防止計画を推進する実働部隊として、不正使用防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）を置く。

- 2 推進部署は、研究公正委員会の指示の下、第5条第2項各号について実施し、その実施状況について、研究公正委員会に報告するものとする。
- 3 推進部署は、随時、競争的研究費等の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、コンプライアンス推進責任者等に報告しなければならない。コンプライアンス推進責任者等は、当該研究者等に対し、理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。
- 4 執行の遅れが研究計画遂行上の問題によると判断された場合は、推進部署は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に示すものとする。
- 5 推進部署は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し競争的研究費等の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について研究公正委員会に報告する。研究公正委員会にて問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 推進部署は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を公開するとともに、その施策を確実に継続的に推進するものとする。
- 7 推進部署は、第18条に定める監査室とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理・評価し、研究公正委員会に報告するものとする。

(研究者等の責務)

第8条 研究者等は、競争的研究費等の取扱いについては、大阪府立病院機構会計規程等地方独立行政法人大阪府立病院機構諸規程及びセンター諸規程（以下「会計規程等」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、関係法令及び交付決定通知書等に記載された条件等を遵守しなければならない。

- 2 研究者等は、コンプライアンス教育等に係る研修会等を受講し、規範意識の向上に努めなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者等が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。
- 3 研究者等は、最高管理責任者に大阪府立病院機構（以下「機構」という。）及びセンターが定める規程、規則等並びに競争的研究費等の配分機関が定める交付条件や使用ルール等を遵守する旨を記載した誓約書（別紙様式1）を提出しなければならない。
- 4 前項の義務を履行しない者にあつては、競争的研究費等の申請並びに運営及び管理に関わることができない。

(事前承認)

第9条 地方独立行政法人大阪府立病院機構競争的研究費等経理事務取扱要領（以下「競争的研究費等取扱要領」という。）第2条に基づき、競争的研究費等へ応募しようとする者は、事前に最高管理責任者の承認を得るものとする。

- 2 推進部署は、研究機関としての管理責任義務を果たすため、応募しようとする者が別に定める応募資格を有することを申請前に確認する。
- 3 応募資格を有しない者が応募を希望するとき、推進部署は、必要に応じて研究公正委員会に応募資格付与について諮るものとする。
- 4 この規程に定めるものの他、競争的研究費等への応募に係る承認及び応募資格付与について必要な事項は、別に定める。

(経理事務)

第10条 競争的研究費等に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、会計規程等により取扱うものとする。

- 2 競争的研究費等の管理及び経理に関する事務は、研究費管理部署にて行うものとし、その職務権限については、別に定める。
- 3 物品の購入、製造及び修理並びに役務に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）を行う際は、会計規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、推進部署は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。
- 4 非常勤職員の雇用等により研究協力等を得る場合は、雇用等の依頼者並びに研究費管理部署及び事務局人事担当職員が勤務状況等を確認し、競争的研究費等を適正に執行・管理するものとする。

(検収業務等)

第11条 研究代表者及び研究代表者から研究費を配分されている研究分担者（以下「研究代表者等」という。）が、競争的研究費等を執行しようとするときは、執行の財源及び目的を明確にするため、支出財源を特定した見積書を研究費管理部署へ提出し、発注の許可を得るものとする。ただし、発注後にしか見積書が発行されない場合等においては、単価表等で発注の許可を得るものとする。

- 2 物品の購入等契約に伴う検収業務については、研究費管理部署の担当職員が前第1項において提出された見積書等の発注データと取引業者が納品した物品を照合することにより納品確認を行うものとする。なお、据付調整等の設定作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品確認を行うものとする。
- 3 研究代表者等が国内で物品の購入等契約を行い、かつ、研究代表者等本人がその検収行為を行う場合は、原則として、研究費管理部署の担当職員による納品事実の確認を受けなければならない。また、他機関に納品する必要がある場合は、大阪府立病院機構会計規程第48条第3項に基づき、検査権限の委任を行うことにより、適切に検査業務を実施するものとする。なお、

様式については、別に定める。

- 4 データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発等、特殊な役務においても、有形の納品物がある場合は、仕様書及び納品物の確認によって、検収を行うものとする。
- 5 機器の保守・点検等、有形の納品物がない場合は、作業報告書等により検収を行うものとする。必要に応じ、検収担当者が立会い等による現場確認を行うものとする。
- 6 研究代表者等が研究遂行に必要な出張を行う際は、あらかじめ総長又は総長から権限を委譲された者の承認を得たうえで、出張伺を研究費管理部署へ提出するものとする。出張後は復命書及び出張の事実を証明する書類を研究費管理部署へ提出しなければならない。研究費管理部署の担当職員は、用務内容、訪問先等出張の事実を確認し、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認するものとする。

(資産の取扱い)

- 第12条 競争的研究費等により大阪府立病院機構固定資産管理要領に基づく資産を購入した場合は、競争的研究費等取扱要領に基づき、取得後、直ちにセンターへ寄附手続きを行うものとする。
- 2 1品が10万円未満の物品においても、換金性の高い物品（パソコン（タブレットを含む）、デジタルカメラ等）の管理については、別に定める。
 - 3 研究代表者等が、他の研究機関に異動する場合に当該物品を引き続き使用することを希望する場合は、異動先の所属機関へ資産の譲与の手続きを行う。ただし、当該物品の減価償却が完了している場合は、研究代表者等は競争的研究費取扱要領第6条に基づき、除却手続きを行うことができるものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

- 第13条 競争的研究費等での取引を行う際、業者に対して、センターの不正対策に関する指針等を周知する。
- 2 競争的研究費等での取引を行う際、業者に対して、一定の取引実績や機関におけるリスク要因・実効性を考慮したうえで、誓約書（別紙様式2）の提出を求める。
 - 3 不正な取引に関与した業者については、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第3条第4号の規定により、その事実が発覚してから3年以内の期間競争入札に参加させないことができる。

(相談窓口)

- 第14条 競争的研究費等に係る事務処理手続及び使用ルール等に関するセンター内外からの相談に迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。
- 2 相談窓口は、推進部署に設置するものとする。
 - 3 相談窓口は公開するものとする。

(通報窓口)

第15条 不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を原則として相談窓口とは別に設置するものとする。

- 2 通報窓口は、センターの外部又は事務局に設置するものとする。
- 3 通報窓口は、公開するものとする。

(不正使用等に関する報告)

第16条 通報窓口不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合は、通報窓口の担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

(調査委員会)

第17条 不正使用に係る通報があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、大阪国際がんセンターにおける競争的研究費等の不正使用に係る調査等に関する規程（以下「調査等規程」という。）に基づき設置する不正使用に係る調査委員会において必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、地方独立行政法人大阪府立病院機構就業規則及び調査等規程等に基づく、懲戒処分、氏名の公表等の措置を行うものとする。

(内部監査)

第18条 公的研究費等の適正な管理のため、地方独立行政法人大阪府立病院機構内部監査規程（以下「内部監査規程」という。）に基づき、内部監査を実施するものとする。

- 2 内部監査は、内部監査規程第6条第1項により、地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長の下に設置された監査室（以下「監査室」という。）が実施するものとする。
- 3 内部監査は、毎年度定期的に、会計規程等に照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施するほか、公的研究費等の管理体制の不備の検証も行うものとする。
- 4 監査室は、推進部署と連携し、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。
- 5 監査室は、センターにおいて統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者等が実施するモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するものとする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年３月２５日から施行する。

附 則

１ この規程は、平成３０年１１月１日から施行する。

２ 大阪国際がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程細則（平成２０年４月１日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和元年９月１日に公布し、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

１ この規程は、令和３年９月１日から施行する。

２ 大阪国際がんセンター競争的資金等取扱規程（平成２０年４月１日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年９月１５日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

(別紙様式1)

誓 約 書

(最高管理責任者)

大阪国際がんセンター総長 殿

私は、大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）における公的研究費等の執行・管理等に当たり、下記事項を遵守いたします。

記

1. 大阪府立病院機構（以下「機構」という。）及びセンターが定める規程、規則等を遵守すること。
2. 競争的研究費等の配分機関（以下「配分機関」という。）が定める交付条件や使用ルール等を遵守すること。
3. 研究活動において不正行為を行わないこと、又は加担しないこと。
4. 公的研究費等の執行において不正使用を行わないこと、又は加担しないこと。
5. 機構及びセンターの規程等や配分機関の使用ルール等に違反して、不正を行った場合は、機構や配分機関の処分及び法的責任を負担すること。

(元号) 年 月 日

所属部署名 _____
職 名 等 _____
氏 名 _____

※自署により記入願います

(別紙様式2)

大阪国際がんセンター 総長 殿

誓約書

当社は、大阪国際がんセンターとの取引に当たり、下記の事項を遵守して、不正行為に関与しないことをここに誓います。また、当社に不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

記

1. 大阪府立病院機構及び大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）が定めた規程等の使用ルール、その他の関係する法令・通知等を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないこと。
2. センターが公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合には可能な限り、これに協力すること。
3. センターの研究者等から、不正な要求があった場合には、センターの通報窓口へ連絡すること。

(元号) 年 月 日

住 所 _____

社 名 _____

代表者氏名 _____ 印